

建設業の許可業種に「解体工事業」が新設されます

平成28年6月1日（改正建設業法施行日）から、従来の建設業法では「とび・土工事業」に含まれている「工作物の解体」を独立させ、建設業許可に係る業種区分として、新たに「解体工事業」が追加されます。

○平成28年6月1日以降は、解体工事業を営む者については、原則解体工事業の許可が必要となります。

※軽微な工事（1件の請負代金の額が500万円未満（税込）の工事）のみを請け負う場合、建設業の許可は必要ではありませんが、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく登録（解体工事業の登録）を、工事を行う地域を管轄する都道府県ごとに受けておく必要があります。

※平成28年6月1日時点で現にとび・土工事業の許可を受けて解体工事を営んでいるものは、引き続き平成31年5月31日までは解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

○解体工事業の技術者の資格要件（営業所専任技術者・工事現場に配置する主任技術者等）

【監理技術者】

1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士（建設部門または総合技術監理部門（建設））、実務経験者（指導監督的な実務経験必要）

【主任技術者】

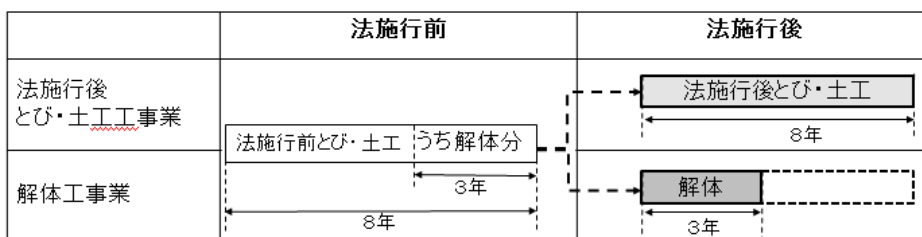
- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）、2級建築施工管理技士（建築または躯体）、とび技能士（1級または2級）、解体工事施工技士（建設リサイクル法の登録試験）、実務経験者

※1 土木施工管理技士、建築施工管理技士で平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習が必要。

※2 当面の間、技術士については解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習が必要。

※3 とび技能士（2級）については、合格後、解体工事に関し3年（平成16年4月1日時点で合格していた者の場合は1年）以上の実務経験が必要。

（技術者の実務経験の取扱いについて）



新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とし、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数とします。

（平成33年3月31日までの経過措置）

平成33年3月31日までの間は、平成28年6月1日に現にとび・土工事業の技術者要件を満たす者は、解体工事業の技術者とみなします。

（例）平成27年度までに合格した一級建築施工管理技士

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない →解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる

経過措置により技術者としてみなされた場合、その措置期間が終了するまでに必要な資格要件を満たすことができるようにしてください。

○経營業務管理責任者の経験について

平成28年5月31日までのとび・土工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。